

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和5年4月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年秋田市条例第28号）附則の規則で定める日は、令和5年5月7日（同日以前に秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）附則第4項に規定する被保険者が新型コロナウイルス感染症（同項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合であって、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日が同月8日以後となるときは、当該初日）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。